

道の駅朝日基本設計業務 特記仕様書（案）

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

この特記仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という）1-1.2-9 及び新潟県土木部 設計及び解析業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という）第 1102 条第 14 項でいう特記仕様書で、道の駅朝日基本設計業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

また本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、契約書、設計仕様書、設計図書、共通仕様書、標準仕様書によるものとする。

第 2 条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

尚、休日には、履行期間内の全ての土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を含んでいる。

第 3 条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第 3-3.10 の定めのほか、下記の資格を有する者とする。

- ・ 建築士資格（一級、構造設計一級、設備設計一級）
- ・ 技術士資格（総合技術監理部門一建設）
- ・ 技術士資格（建設部門）
- ・ R C C M の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）

第 4 条 照査技術者

照査技術者は、下記の資格を有する者とする。

- ・ 建築士資格（一級、構造設計一級、設備設計一級）
- ・ 技術士資格（総合技術監理部門一建設）
- ・ 技術士資格（建設部門）
- ・ R C C M の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）

第 5 条 技術者の変更

配置予定技術者は、原則として変更できない。但し死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、

受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 6 条 PUBDIS 業務カルテ情報の登録手続き

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、監督職員の確認を受けた書面を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出する。

第 7 条 提出書類の様式

「発注者が指定した様式」とは、新潟県土木部都市局が定める委託仕様書建築（設備）工事設計委託仕様書及び新潟県土木部が定める共通関係提出書類の様式の様式をいう。

なお、提出様式については、新潟県土木部ホームページに掲載されているものを適用することとする。

第 8 条 関係機関協議

業務履行・関係機関協議の円滑化を目的として、本業務受注者が関係機関協議に同席し、協議内容を把握すると共に記録を整理するものとする。

1) 本業務履行中に実施する関係機関等との協議は、以下のとおり予定しており、費用については、打合せ協議に準ずるものとする。

- ・国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所との施設配置に関する協議：1 回
- ・新潟県警察村上警察署との駐車場乗入れ口に関する協議：1 回
- ・村上市上下水道課との上・下水道施設に関する協議：1 回
- ・新潟県村上地域振興局地域整備部整備部治水・港湾課との河川への流入に関する協議：1 回
- ・村上市都市計画課との開発許可申請に関する協議：1 回

2) 関係機関協議への出席者は、管理技術者及び担当技術者（1 名）を基本とするが、都合により出席ができない場合は、事前に監督職員に報告すること。

第 9 条 土地への立入り（訪問調査）等

（土地及び施設の立ち入りを行う場合）

業務の実施にあたって土地及び施設立ち入りの必要がある場合は、発注者から身分証明書の交付を受け、所定の手続きを経てから立ち入るものとする。

なお、業務計画書に予め班編成及び班責任者を明記しておくものとする。

土地への立入りに際し、関係人から本業務に関する身分証明書の提示を求められた場合

別添－ 1

は、提示しなければならない。

土地及び施設への立ち入りにより受注者の責に帰す損失（共通仕様書・本特記仕様書に協議事項等と明記された場合を除く）は、受注者が負担するものとする。

（訪問調査を行う場合）

訪問調査を行う調査員は、発注者から身分証明書の交付を受け、携帯して行わなければならない。

調査員は、関係人から本業務に関する身分証明書の提示を求められた場合は、提示しなければならない。

第 10 条 再委託

（再委託承諾申請書の提出）

受注者は、契約書第 5 条又は共通仕様書 3-3.7-3、標準仕様書第 1128 条第 3 項に該当し、発注者の承諾が必要となる再委託を行う場合は、あらかじめ、「再委託（変更）承諾申請書（別紙-1）」に「履行体制に関する書面（別紙-2）」を添付して提出するものとする。

また、発注者が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

なお、受注者が再委託を変更する場合及び再委託の相手方が再々委託を行う場合も同様な手続きを行うものとする。

第 11 条 使用する技術基準等

使用する技術基準及び参考図書には、標準仕様書に示す「主要技術基準及び参考図書」及び北陸地方整備局設計要領〔共通編〕に示す「適用仕方書・指針等」の最新版を含む。

また、下記についても参考とする。

名称	編集又は発行所名	発行年月
村上市工事標準仕様書	村上市	平成 31 年 3 月
建築（設備）工事設計委託要領	新潟県土木部都市局営繕課	令和 4 年 4 月
建築（設備）工事 設計に関する留意事項	新潟県土木部都市局営繕課	令和 4 年 4 月

第 12 条 技術提案の履行確保

業務計画書を作成にあたっては、提出した技術提案内容に基づき作成し、業務計画書提出時の打合せ協議において、履行を義務づける技術提案内容を特定することとする。

第 13 条 保険加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金生命保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

また、受注者は、保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）特記仕様書 第 11 条 保険加入に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

第 14 条 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の実施にあたって、別紙に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を履行しなければならない。

第 15 条 ワンデーレスポンス対象業務

1. 本業務は、ワンデーレスポンス実施対象業務である。

「ワンデーレスポンス」とは、

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2. 受注者は、作業間の関連や業務の進捗状況等を把握できるよう、工程管理方法について綿密に検討すること。

3. 受注者は、業務実施中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて調査職員と協議すること。

第 16 条 旅費交通費

本業務は旅費交通費を率化することにより業務改善を行う試行業務である。本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費の 0.63%として計上している。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、旅費交通費の上限は 24.4 万円とし、変更によって宿泊が生じた場合は本試行の対象外とする。

第 17 条 情報管理体制の確保

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、共通仕様書 3-3.5 に基づく業務計画書の業務組織計画において、情報管理体制及び情報取扱者名を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載した情報に変更が生じる場合は、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が

認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第 2 章 設計業務等の内容

第 18 条 目 的

本業務は、村上市が令和 2 年度に作成した「道の駅 朝日 拡充基本計画」（以下「基本計画」という）に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針を踏まえ、発注者の意図を十分理解して、その要求を達成するために、蓄積した専門技術を駆使し、「施設配置」「構造」「設備」「平面図」「立面図」「断面図」等をまとめ、空間構成を具体化することを目的とした道の駅「朝日」の基本設計を行うものである。

第 19 条 業務範囲

本業務の範囲は別添位置図に示す範囲とする。

第 20 条 業務内容

1. 建築基本設計業務（国土交通省告示第九十八号）

（1）設計条件等の整理

①条件整理

耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

②設計条件の変更等の場合の協議

建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。

（2）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

①法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

②建築確認申請に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関との打合せを行う。

（3）上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。

（4）基本設計方針の策定

①総合検討

設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。

②基本設計方針の策定及び建築主への説明

総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。

(5) 基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。

(6) 概算工事費の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成する。

(7) 基本設計内容の建築主への説明等

基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

なお、下記項目を追加する。

(8) パース作成

A3×2枚

また、基本設計にあたっては、次の事項に留意するものとする。

①受注者は、発注者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。

②基本計画に掲げる「整備計画の方針」を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

2. 外構基本設計業務

(1) 施設配置検討

基本計画での検討結果に基づき、計画対象地に整備予定の各種施設（建築施設、敷地内道路、駐車場、公園緑地等）の規模及び配置レイアウトを精査し、検討結果を土地利用計画図としてとりまとめる。

(2) 各種設計検討

土地利用計画図に基づき、基本設計図書作成に必要となる以下の項目について検討する。

- ・敷地造成設計
- ・道路設計（敷地内道路）

- ・ 駐車場設計
 - ・ 公園緑地設計
 - ・ 雨水排水設計
 - ・ 供給処理施設設計
- (3) 造成基本設計図書の作成
2. (2) 各種設計検討での検討結果に基づき、造成基本設計図書を作成する。
- ・ 各種計画平面図
 - ・ 主要断面図
 - ・ 主要施設構造図
- (4) 概算工事費の検討
- 造成基本設計図書に基づき、概算工事費を算出する。
- (5) 造成基本設計内容の説明等
- 上記2. (1) から (4) までの検討結果を報告書としてとりまとめる。
- (6) 照査
- 照査技術者による照査を実施する。

3. 再エネ導入・ZEB化検討調査計画策定業務

- (1) 現状調査及び整理
- 道の駅朝日の状況について、情報整理した上で、現地確認を行い、施設における現状を把握する。その上で、整理・把握した情報をもとに対象施設及び今後供用予定の施設、対象地において、再生可能エネルギー設備が設置可能な箇所を把握整理する。
- (2) エネルギー需要量調査
- 道の駅朝日のエネルギー需要量を把握するため、道の駅朝日での過年度エネルギー使用料データや、今後供用予定の施設におけるエネルギー消費量（年間・月間）を算出する。また、時間変動に伴う電力需要特性などの調査検討を行う。把握したエネルギー需要に対応するために必要となる再生可能エネルギー設備の規模を算出する。
- (3) 再生可能エネルギーの導入検討
- 道の駅対象地及び施設の設置可能箇所において、再生可能エネルギー設備を設置する整備パターンを複数設定したうえで、設備容量、想定発電量、概算工事費、事業収支、技術的課題等について概略検討を行い、比較し、最適案を選定する。
- また、検討にあたっては、発電電力の有効活用や防災性向上の視点から蓄電池システム等の導入についても併せて検討する。選定した最適案については、必要な整備内容及び概算工事費等について取りまとめることとするが、取りまとめにあたっては、導入コストだけではなく、20年後の利用も考慮して太陽光パネルやパワーコンディショナーのメーカー選定も行い、発電量やメンテナンスコストも含めて最適化を図るものとする。
- (4) ZEB化の可能性検討

改修及び新設される施設の基本設計に反映させるため、ZEB化の理念に基づき、外皮仕様、省エネ設備(空調、換気、照明、給湯、昇降機等)仕様について検討を行う。

(5) 災害時機能の検討

村上市地域防災計画において、拠点の避難所として指定されていることに留意した災害時において、非常時の独立電源として必要な機能及び発電量等を検討する。

(6) 基本計画書の作成(概算事業費算出を含む)

上記の調査・検討結果に基づき、再生可能エネルギー導入基本計画書を作成する。なお、基本計画書には、概算事業費算出を含むこととする。

(7) 導入効果および広報手段の検討

本調査結果に基づく再生可能エネルギー導入により期待される、定量面及び定性面からの効果を取りまとめる。また、本効果を市民及び利用者等へ効果的に広報するための案を検討する。

(8) 報告書の作成

上記3.(1)から(7)までの検討結果を報告書として取りまとめる。

第21条 設計条件

設計条件は次の通りとする。

- | | |
|----------|---|
| ① 施設概要 | 道の駅名：朝日
道の駅設置者：村上市
所在地：新潟県村上市猿沢1212(国道7号)
道路施設管理者：国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所
地域振興施設管理者：村上市、指定管理者(株)まほろば
整備手法：一体型
施設面積：5.87ha(全体)
(うち道路管理者分0.89ha) |
| ② 敷地地名地番 | 村上市猿沢1212番地ほか |
| ③ 敷地面積 | 約66,000m ² (国土交通省用地、拡張予定地含む)
(47,373m ² +8,057m ² +10,671m ² (拡張用地)) |
| ④ 都市計画区域 | 区域内 |
| ⑤ 用途地域 | 指定なし |
| ⑥ 建ぺい率 | 200% |
| ⑦ 容積率 | 70% |
| ⑧ 防火地域 | 指定なし |
| ⑨ 外壁後退 | 指定なし |
| ⑩ 高度地区 | 指定なし |

⑪ 地区計画	指定なし
⑫ 道路	接続道路整備予定有り
⑬ 都市計画施設	なし
⑭ その他の区域	村上市景観条例による景観計画区域内（田園・農村区域）
⑮ 下水処理	処理区域内
⑯ 上水道	村上市営
⑰ ガス	－
⑱ 主要用途	第五号第1類（店舗、料理店、スーパーマーケット等）
⑲ 耐火構造物	－
⑳ 面積	建築面積：1, 500m ² 程度

第22条 現地踏査

標準仕様書第1202条による現地踏査結果は、写真集に整理し提出するものとする。

第23条 照査

照査技術者は、標準仕様書第1108条によって照査を実施し、照査の経緯・内容等を記録した結果を管理技術者を通じて監督職員に提出するものとする。

第24条 業務実施条件

1. 既往成果等の貸与

本業務の既往成果として下記の業務を貸与する。また、その他設計（検討）に必要な既往資料については、発注者と協議の上決定するものとする。

- ①基本設計成果（土木） 【令和元年度 村日委第3号 道の駅「朝日」土木造成基本設計業務委託】
- ②測量成果 【村日委第3号 道の駅「朝日」縦横断測量業務委託】
- ③その他業務成果 【村日委第1号 朝日温海道路IC周辺土地利用基本構想策定業務】
【村日委第2号 朝日まほろばICアクセス道路詳細設計業務委託】
【村日委第1号 朝日温海道路IC周辺土地利用基本計画策定業務委託】
【村日委第4号 朝日まほろばICアクセス道路詳細設計その2業務委託】
【村日委第5号 朝日まほろばICアクセス道路用水パイプラインほか詳細設計業務委託】

2. 関連業務等の調整

本業務の実施にあたっては、以下の別途発注業務にて支援（助言等）を予定しており、必要に応じて密に調整を行い、円滑に業務を進めること。

道の駅朝日プロデュース業務委託

第25条 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、業務途中3回、完了時の5回を予定している。

なお、着手時及び完了時は、管理技術者が立ち会うものとする。

第 26 条 成果品

成果品は、「建築設計業務等電子納品要領」及び「新潟県電子納品実施要領」に基づくファイル形式により作成し、提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

なお、成果品の提出については、共通仕様書 3-3.19 及び標準仕様書 1117 条に定めるとおりとし、下記のとおりとする。

- ① 電子成果品・・・・・・・・・・・・・・4部（営繕2部、土木2部）
- ② 報告書（概要版含む）・・・・・・・・・・・・1部
- ③ その他必要に応じて・・・・・・・・・・・・一式

第 27 条 その他

- 1) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2) 打合せ及び協議等（電話等によるものも含む）に係る記録簿については、受注者により作成するものとし、作成後監督職員に速やかに提出するものとする。
- 3) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。